

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

飯能市

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 平地農業地域

#### (1) 現況

本地域は、飯能市の東部に位置し、昔ながらの田園地帯が広がり、果樹や野菜の栽培も盛んで、自然豊かな地域である。しかし、地域の農業者の高齢化や減少に伴い、農地・農業施設の維持管理の低下が進行している。そこで地域の財産である水路やほ場などの維持管理について、広く地域住民に認識してもらい取組を行うことが必要である。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 2. 飯能市全域

#### (1) 現況

本市の特徴は、西部に山地部が広がり、東部には入間台地を中心として発達する市街地がある。市街化区域には生産緑地地区が点在し区画整理事業や都市計画道路、市街地再開発の基盤整備が進行している。

本市の主な農業地域は市の北東部に位置し、都市近郊農業や観光農業振興を図りつつ、農業振興基盤の整備、農村集落の生活環境整備を進めている。

地区ごとの課題としては、山地部では、所有農地の狭小、農業従事者の高齢化により遊休農地が増加している。また、平地部である東部地域も農業後継者不足と農業従事者の高齢化が進み、休耕する農家が増えてきている。

そこで農業の多面的機能を重視し、農地や地域の環境に配慮した持続可能な農業を進めていくこと、また、それら取り組みを広く地域住民に認識してもらうことが必要である。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	南小畦川周辺区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
②	市内全域の農業振興地域 および生産緑地地区	法第3条第3項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

特になし。